

## 大口町立学校評議員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大口町立学校（以下「学校」という。）が地域住民の意向を把握し反映させながら、その協力を得て、開かれた学校運営の推進と学校の説明責任を果たすため、大口町立学校管理規則（昭和34年教委規則第1号）第13条の3第1項に定める者（以下「学校評議員」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

### (評議員の数)

第2条 学校に置く学校評議員の数は、5人以内とする。

### (役割)

第3条 学校評議員は、校長の求めに応じ、教育活動の実施、地域社会及び家庭と学校の連携の促進等、校長の行う学校運営に関して、意見を述べることができる。

### (推薦及び委嘱)

第4条 校長は、学校の特色に応じ、学校評議員に教育に関する理解及び識見を有している者を学校外の有識者、保護者、当該学校を卒業した者、関係機関・青少年団体等の職員等から人選し、大口町立学校評議員候補者推薦調書（様式第1）により大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に推薦するものとする。

2 教育委員会は、校長から推薦調書の提出があった時は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該推薦のあった者に委嘱状（様式第2）を交付するものとする。

### (任期)

第5条 学校評議員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 学校評議員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間を任期として、学校評議員を置くことができる。

3 教育委員会は、特別な事情があるときは、任期満了前に学校評議員の委嘱を解くことができる。

### (秘密の保持)

第6条 学校評議員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 学校評議員は、前項に定める義務を退任後も遵守しなければならない。

(評議員会)

第7条 校長は、必要に応じ、学校評議員が会して意見を述べ、助言を行い、また意見交換をするための機会（以下「評議員会」という。）を設けることができる。

2 評議員会は、校長が主宰する。

3 校長は、必要に応じ、教職員に評議員会の運営を補佐させることができる。

(報償)

第8条 学校評議員には、予算の範囲内で報償費を支給するものとする。

2 任期が1年に満たない学校評議員には、前項の額を1/2で除し、その額に任期の月数を乗じた額を支給する。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、学校評議員の設置に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則（平成16年3月1日 大口町教育委員会告示第1号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町教育委員会告示第11号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第4条関係)

大口町立学校評議員候補者推薦書

学校名		
氏名		年 月 日生
現住所		
電話		
職業等		
推薦理由		

年 月 日

大口町立

学校長